

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2005. 2.10発行〈通巻第346号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 元船員3例目の悪性中皮腫労災認定  
船員対象のアスベスト対策急務 ..... 2
- 労働安全衛生法等改正案 国会へ  
元方事業者の責任、自主的安全衛生活動など ..... 6
- 韓国からのニュース ..... 15
- 前線から(ニュース) ..... 17  
防音耐火ドア製造据付工の中皮腫に労災認定 大阪/右腕  
切断の補償を! ブラジル人労働者が事業主に勝訴 大阪

1月の新聞記事から/19  
表紙/第16回全国安全センター・労団医連じん肺プロジェクトにて  
各地域から持ち寄った事例を検討(2/19-20大阪)

# 元船員3例目の悪性中皮腫労災認定

## 船員対象のアスベスト対策急務

40年間機関員として勤務した元船員Aさんは78才の時に「悪性胸膜中皮腫」で死亡した。

本誌2004年4月号で報告した日本郵船元船員・笠原昭雄さんが労災認定されたという新聞報道をきっかけに、ご遺族が「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」(東京)に連絡、中国地方在住だったために当センターと「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・関西」の古川さんでAさんの労災申請を支援することになった。

船員だったため在籍船会社本社の所在地を管轄する社会保険事務局に申請書類を提出し、半年後の本年1月、「職務上」疾病として労災認定された。元船員の悪性中皮腫としては、この1年間で3例目で、今後さらに増えていくのではないと思われる。

3例とも戦後に生き残った「戦時標準船」と称される蒸気タービン船での乗船歴があり、機関室で使用された大量のアスベストに曝露している。その後、ディーゼル機関船に切り替わっていくが、ディーゼル機関でも排気系をはじめ、アスベストが使われており、元同僚の聞き取りによっても、アスベスト曝露があったことが判明している。

造船職場のアスベスト被害についてはすでに社会的に明らかとなっているが、船員

の健康被害はこれまで潜在してきた。相次ぐ中皮腫認定は、アスベスト曝露歴がある船員の健康管理対策、被害救済が急務であることを示している。

### 法制度の欠落

法制度からみると、民間労働者には、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法が適用される。所管は厚生労働省労働基準局。

一方、船員にこれらは適用されず、船員法、船員労働安全衛生規則、船員保険法が適用される。所管は船員法、船員労安則が国土交通省海事局、船員保険法が厚生労働省保険局、社会保険庁。

アスベストについて、これら船員関係法令にはどこにも記載がなく、アスベストあるいは石綿という用語はどこにも出てこない。

したがって、被害が顕在化している現状を受けて、実態に基づく対策が早急に検討、実施されなければならないはずだが、船員の安全衛生対策を所管する国交省海事局船員労働環境課、同安全衛生室は「アスベスト対策を検討する予定はないか」との問い合わせに対して「何も考えていない」と今のところ全くやる気がない。

国土交通省（電話：03-5253-8111）海事局

船員労働環境課

所掌事務

- 船員の労働条件、安全衛生その他労働環境及び災害補償、船内紀律並びに船員手帳に関すること（船員政策課の所掌に属するものを除く。）
- 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 船員災害防止協会の行う業務に関すること。
- 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること（海技資格課の所掌に属するものを除く。）

総括部署の電話番号 内線：45-202 直通：03-5253-8652 F A X：03-5353-1646

安全衛生室

所掌事務

- 船員の安全衛生に関すること
- 船員災害防止協会の行う業務に関すること

総括部署の電話番号 内線：45-253 直通：03-5253-8652 F A X：03-5253-1646

（国土交通省HPより）

### 「健康管理手帳」 船員は対象外

労働安全衛生法は、がんなどの重度の健康障害を生ずるおそれのある業務の離職者健康管理対策として、離職者に対する「健康管理手帳」交付制度を定めている。

対象業務、対象者要件、2003年度交付数・新規交付数、2003年度の当該業務にかかる職業がん新規労災認定件数は次ページ表の通り。（詳細は、労働安全衛生法第67条、労働安全衛生規則第53条～第60条、労働安全衛生法施行令第23条を参照。）

健康管理手帳は労働者の申請に基づいて交付されるので潜在的な対象者数は不明であること、労災認定されたもののうち健康管理手帳所持者の人数が不明であること等から、あまりはつきりしたことは言えない

が、認定患者数の多さ（2003年度の全職業がん新規労災認定件数141件のうち、121件（86%）を占める）と近年の増加傾向（1999年度42件の2.9倍）から考えて、アスベスト関連がん（肺ガン、中皮腫）の早期発見を目的とした健康管理手帳交付、手帳所持者への無料健康診断サービスは、健康管理対策としては有効と考えられる。

ちなみに、石綿業務に関する健康診断の内容は次の通り。

6カ月に1回

- 1 業務の経歴の有査
- 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症

	業 務	要 件	2003年	関連する 職業がん 2003年度 新規認定件数
			新規 交付数	
1	ベンジジン等業務	3ヶ月以上の従事経験	1605 20	7
2	ベーターナフチルアミン 等業務	3ヶ月以上の従事経験	1042 14	3
3	粉じん作業	じん肺管理区分管理 2	4159 4099	146 ※原発肺ガン。合 併症の扱い。
		じん肺管理区分管理 3	13405 4099	
4	クロム酸等業務	4年以上の従事経験	739 11	4
5	三酸化砒素等業務	5年以上の従事経験	47 0	0
6	コークス等業務	5年以上の従事経験	4937 148	3
7	ビス(クロロメチル)エ ーテル業務	3年以上の従事経験	79 5	1
8	ベリリウム等業務	両肺野にベリリウムによ るび慢性の結節性陰影	1 0	-
9	ベンゾトリクロリド業務	3年以上の従事経験	19 0	0
10	塩化ビニル等業務	4年以上の従事経験	1655 50	0
11	アスベスト(石綿)業務	両肺野に石綿による不整 形陰影、又は胸膜肥厚	509	肺ガン 38 中皮腫 83
			88	
12	ジアニジン等業務	3ヶ月以上の従事経験	143	0
			9	
合 計			28340 5308	

状又は自覚症状の有無の検査

- 4 胸部のエックス線直接撮影による検査
- 5 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による繊維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診又はファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)

ところが、船員については労働安全衛生法が適用されず、船員法、船員労働安全衛生規則には健康管理手帳制度が定められていないことから、この健康管理手帳制度は対象外となっている。

これはごく最近聞いた話であるが、アスベスト問題のテレビ報道をみた元船員が番組に登場して「中皮腫は早期発見による手術が唯一の根治療法、今後増加する」と話していたある労災病院の医師に受診し、胸膜プラークが発見され、その医師から「健康管理手帳を申請しなさい」と勧められたとい

う。

縦割り行政の枠を超えて、各労働局において元船員に健康管理手帳を交付する制度を開始するのは難しいことではない。

中皮腫認定3例のうち2例を出した日本郵船では、1950年から1960年にかけて戦時標準船に乗船した機関部所属元船員を対象に、会社負担による健康診断を行うことを文書連絡し、すでに相当数が受診しているといわれている。上記の健康管理手帳申請を勧められた方もそのなかの一人ということである。こうした動きの中でアスベスト関連疾患が見つかった方の相談が当センターにも寄せられている。

なお、石綿業務における健康管理手帳交付対象者の要件が「アスベストによる不整形陰影又は胸膜プラーク」とされている点は、他の業務にならって、「一定の石綿業務従事年数（たとえば1年）又は上記アスベスト関連所見」へ早急に変更すべきである。

労災認定基準ではアスベスト関連所見のない場合でも労災認定があり得るとされていること、アスベスト関連所見のない中皮腫労災認定事例があることがその理由である。

## 中皮腫登録制度を

元船員の中皮腫認定患者はいずれも発症時、国民健康保険ないし政府管掌健康保険で受診していた。つまり、本来は船員保険で処理されるべきが、私病として不適切な保険処理がおこなわれていた。

特に中皮腫はアスベストとの関連特異性が強く、業務上疾病として処理されるべきケースが多数潜在している可能性が大きいことから、登録制度をつくって適正な保険処理、ひいては患者の救済を図るべきである。

船員への健康管理手帳制度の適用とともに、より、広範な救済対策として中皮腫患者登録制度をできるだけ早く実施するべきだろう。

健康管理手帳、中皮腫登録制度をはじめ、アスベスト関連がんの増加傾向が明かな現状に対して、的確、迅速な被害者救済策が求められている。

アスベスト被害は、明かに人災なのである。

## ノンアスベスト社会の到来へ

### —暮らしの中のキラダストをなくすために

著者：石綿対策全国連絡会議 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編  
発行：かもがわ出版

(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)

体裁：A5判 112頁 定価：1,260円(本体価格1,200円)

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性があります。ぜひ、一読を。

定価1260円を1200円(送料別)で。お申し込みは、氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)、またはFAX06-6942-0278へ <http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html#noasbestbook>



# 労働安全衛生法等改正案 国会へ

## 元方事業者の責任、自主的安全衛生活動など

労働安全衛生法等の改正案要綱が、1月24日に厚生労働省より労働政策審議会に諮問され、2月3日には概ね妥当とする答申が行われた。今後この要綱法案化され、現在の通常国会に提出される運びとなる。

改正案の内容は、本誌でも昨年取り上げてきた厚生労働省の4つの検討会「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会」、「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会」、「労働者の健康情報の保護に関する検討会」、「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会」の報告書にもとづく労働安全衛生法一部改正、「労災保険制度の在り方に関する研究会」の中間取りまとめによる労災保険法の一部改正、「労災保険料率の設定に関する検討会」の報告書による労働保険徴収法の一部改正、それに時短促進法の一部改正となっている。

### 通勤災害の範囲拡大

#### 二重就業者の給付基礎日額は先送り

まず、このうち労災保険法の改正については、研究会の検討で、①二重就業者の事業場間移動と単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象とする、②二重就業者の稼得能力の給付額への的確な反映の2点が見直しの方向とし

て取りまとめられていた。

①については、二重就業者の事業場1から事業場2への移動について、私的行為が介在しておらず、事業場2での就業を目的とする移動として捕らえて通勤途上とし、単身赴任者の2つの住居間の移動は労働者が労務を提供するために家族と別居して赴任先で生活することから不可避免的に生ずる社会的危険なので通勤災害保護制度の対象とするということで、その後の労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会でも問題なく結論付けられた。もちろん、二つの範囲拡大については、私的行為の介在などをどのように法律や行政解釈通達として文章化されるのかが注目されるころではあるが、久しぶりに労災保険制度の改正として評価できるものといえよう。

しかし難航したのは②の二重就業者の給付基礎日額であった。Aという事業場に勤務する労働者が、副業としてBという事業場でも働き、賃金を得ていて、Bの事業場で災害に被災した場合、現行の労災保険制度では休業(補償)給付などの基礎となる給付基礎日額は、Bの事業場での賃金額だけが算定されることとなり、休業せざるを得ないAでの賃金は反映されないことになっている。これを是正して、稼得能力を正確に反

映させようという趣旨の改正方向であった。他の社会保障制度をみても、健康保険法は複数の事業場で被保険者であるものが請求する傷病手当金は、合算された標準報酬月額をもとにして算定されることになっている。

しかし、労災保険部会で事務局が示した論点は次のようなものであった。

#### 1 負担の在り方

- 複数事業場の賃金を合算したものを給付基礎日額の算定の基礎とする場合には、給付の増加に係る負担の在り方についてどう考えるか。

※ 個別事業主についてはメリットの算定上不利にならないよう措置するとしても、給付基礎日額の算定方法の見直し(合算)による給付の増加に係る負担は、災害が発生した事業場が属する業種が負担するか、全業種で負担するか。

#### 2 手続の在り方

- 災害の発生と無関係な事業主に賃金証明等の手続的負担が求められることをどう考えるか。特に、兼業禁止規定に反する場合の兼業先での事故について手続的負担が求められることをどう考えるか。

#### 3 算定方法の問題

- 給付基礎日額の算定方法については、複数就業者の類型に応じて緻密に設定する必要があるのではないか。

#### 4 複数就業者の把握の問題

- 適用労働者を個人単位で把握していない労災保険において、被災労働者が複数就業者であることをどのように把握することとするか。

#### 5 業務災害について

- 業務災害の場合にも複数事業場の賃金を合算したものを給付基礎日額の基礎とするか。
- 業務災害の場合と通勤災害の場合で給付基礎日額の算定方法が異なることは適当か。

労災保険制度は労働基準法で事業主に課された災害補償責任を担保するものであるため、他の社会保障制度と大きく異なるのは個々の労働者について捕捉されるのが請求があったときになることから、問題は難しくなる。さらに論理的に解決困難と思われるのは、メリット制への不利益反映を避けることによる労災保険率(全体又は業種)への影響である。これはメリット制に労働災害抑止効果を過度に求める現行制度の根本的な問題ともいえるのではないだろうか。

結局、労災保険部会の報告は、「なお、複数就業者に係る給付基礎日額の算定方法の在り方については、複数就業者の賃金等の実態を調査した上で、労災保険制度の在り方に関する研究会中間とりまとめに示された考え方を参照しつつ、専門的な検討の場において引き続き検討を行うことが適当である。」とし、積み残しのテーマとすることになった。

#### 労働時間対策は安全衛生にシフト

時短促進法(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法)の改正は、まず法律名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改め「労働時間等設定改善指針」を中心とした対策に改める。

日本の労働者の年間実労働時間は確かに減少している。しかし減少の中身を調べると、全労働者のうちの短時間労働者の比率が増えているということによる影響が大きいことは、厚生労働省の示す資料によっても明らかになっている。バブル期に超長時間労働者の存在の増加が話題になったことがあったが、今はさらに二極分化が進んでいる状況といってよいだろう。

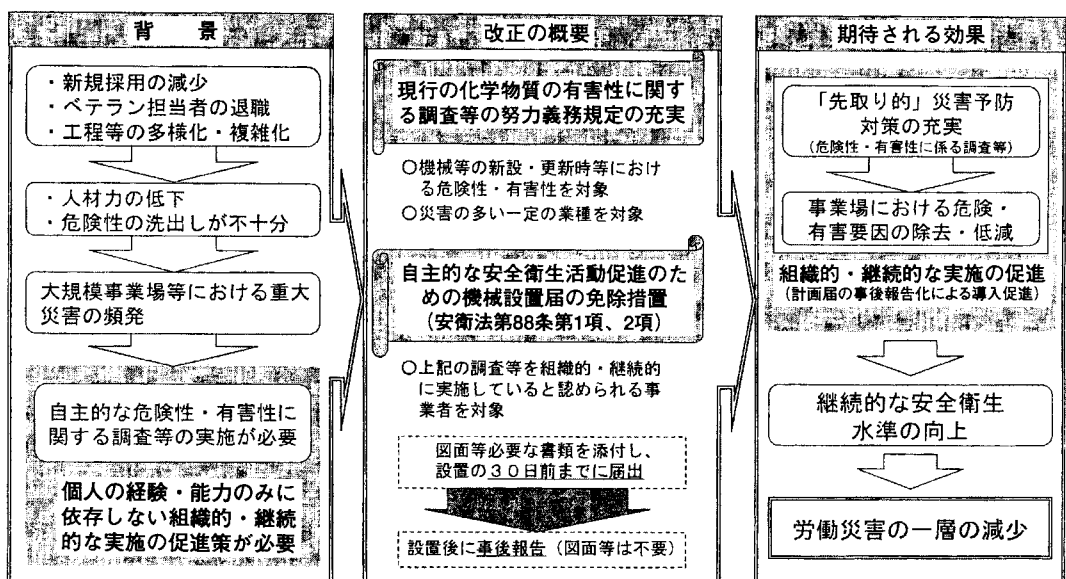
今回の法律改正は、この労働時間問題を安全衛生施策とリンクさせることに重点を置いている。特に時短促進法の「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労使の書面協定に基づき一定の要件に適合すれば、労働安全衛生法の衛生委員会による調査審議でも代えられるとしている点が注目される。この点は、労働安全衛生法改正の過重労働・メンタルヘルス対策の施策とのからみが今後どのような効果を期待できるかにかかってくるといえよう。

## 自主的安全衛生活動は 今後が課題

さて、今回の改正の中心となる労働安全衛生法の改正である。

まず「自主的な安全衛生活動促進のための環境整備」である。この課題は、事業場の自律的安全衛生活動をいかに促進するかという一昨年専門検討会の議論を下敷きに、昨年の検討会で検討された「労働安全衛生マネジメントシステム」の取り入れのための法整備のはずであった。しかし、たとえば安全衛生委員会の活性化など具体的な改善策については、結局法律改正までには届かない施策に止まることとなった。もちろん、「危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならない」と明記することによって、現行より進むであろうことは考えられるが、結局は労働安全衛生法の枠組み自体にはあ

## 事業場における自主的な安全衛生活動促進のための環境整備





まり影響を及ぼさない程度の改正となっている。とりあえずは今後の指針等の内容が問題となってくるであろう。

### 元方事業者の連絡調整義務

次に製造業等の混在作業現場における元方事業者等の安全衛生管理責任である。製造業で一般化している構内下請の実態に対し、元方の事業者に改めて連絡調整の責任を負わせたもの。

これまで元方事業者と請負人とその労働者との関係は、第29条に規定されているのみであった。(元方事業者は労働安全衛生法に違反しないように指導し〔第1項〕、違反していたら是正の指示をし〔第2項〕、請負人とその労働者はその指示に従わねばならない〔第3項〕とされている。) 同じ現場で混在して働いているのに、別の事業場に

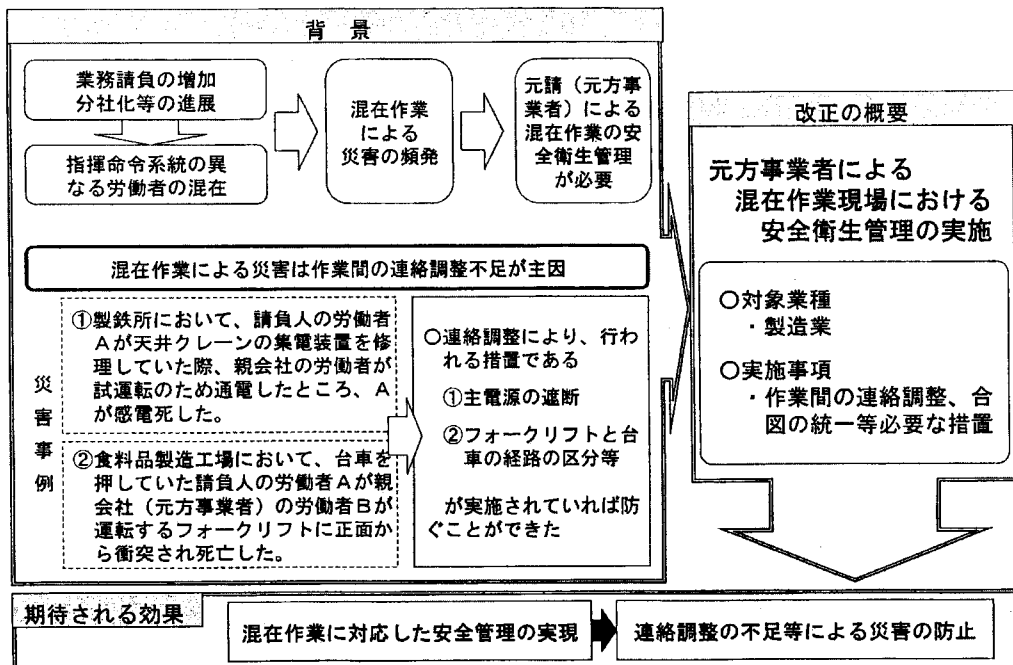
所属するため指揮系統が異なり、調整に齟齬があったため発生する事故は、労働安全衛生法上何の手当てもないのが現状である。大変遅くに失した感があるが、これは労働安全衛生法上大きな進歩といえよう。

しかし、発注者と元方事業者の関わりや、混在作業における安全衛生管理体制の組織の仕方など、まだまだ労働安全衛生法上の問題は山積しているといえる。とりわけCSR(企業の社会的責任)が話題になる現在にあって、さらに先の改正が課題となっているであろう。

### 実効上がるか産業医の面接指導制度

そして、長時間労働者に対する面接指導制度の創設である。第1印象として感じるのは、何と個別事後対策的な過重労働・メンタルヘルス対策になってしまったことかと

## 元方事業者による混在作業現場における安全衛生管理の実施



いうことである。

一定の要件に達した労働者について、産業医の面接指導を受けさせなければならないこととする。その要件は、「月100時間超の時間外労働を行い疲労蓄積があり面接を申し出た者」と「事業場が自主的に定めた基準に該当する者」である。さて、100時間超はともかく、「面接を申し出た者」という条件はどうであろうか。

残業が月に100時間を超える労働者に「面接を希望して受けてみよう」と判断する時間的、精神的余裕がどの程度残されているのだろう。この規制で効果が上がる事業場があるとすると、優秀な産業医が事業場にしっかりと体系付けて制度を根付かせるような場合、それに労働組合の安全衛生対

策部がしっかりしており、安全衛生委員会ですべての体制を確立している場合ぐらいであろう。

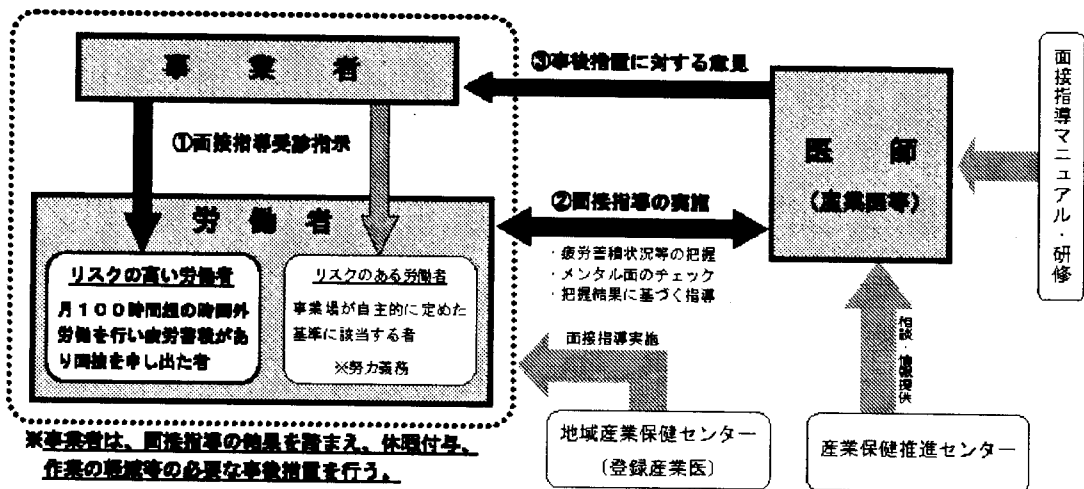
そもそも、過重労働・メンタルヘルス対策の検討会の議論では、「まず月100時間超の時間外労働をするようなことを禁止する」ことが前提であったはずである。それが徐々にランクが下がり続け、経営者団体の側の合意を取り付ける条件として、このあたりに落ち着いたというわけであった。

厚生労働省は過労死や過労自殺の認定件数が飛躍的に増えているという状況を根拠にしているが、これは認定基準の緩和がその原因といえる面もあり、この改正部分はかなり政治的な駆け引きの結果ということもできよう。

### 長時間労働者等に対する面接指導制度

**背景**

過労死や脳・心臓疾患が急増【労災認定：81件（11年度）→312件（15年度）】  
 過労自殺・精神障害が急増【労災認定：14件（11年度）→108件（15年度）】  
 6割以上の労働者が仕事に強い不安・ストレス



**効果** 過労死・過労自殺等の未然防止、早期発見・早期治療

またこの改正部分については、平成20年3月末までは産業医がいる50人以上の事業場に限ることとしている。50人未満の事業場の産業保健は地域産業保健センターが受け持つこととなっているが、現在の地域産保がその趣旨どおりの活動をしているとはいい難く、予算措置も含めて対応可能な体制を作ることが先決になるからである。

そもそも産業医の能力の問題としても、面接指導にどの程度対応できるかと考えると問題が極めて多い。嘱託されている産業医は、開業医が多く、新たな研修は少なくとも必要であろうし、事業場専属の産業医は従来の業務に新たな業務が加わることとなる。まあ総合的観点から見ると、産業医制度の位置は間違いなく上がるであろうことは考えられる。

以上、3点について今回の労働安全衛生法改正について考えてみたが、総じて改正は改正だが、今後の課題は大きいところである。今後は国会での議論に舞台は移ることになる。近年になかった大改正であり、大いに注目される場所である。

(労災保険料の設定に関わる改正、有期事業におけるメリット制による調整幅拡大の問題については、次号であらためて内容と問題点について述べることにする。)



以下に「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」

厚生労働省発基勤第0124001号  
労働政策審議会 会長 西川俊作 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成17年1月24日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

(別紙)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 労働安全衛生法の一部改正

### 一 事業者の行うべき調査等

(一) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。

(二) 厚生労働大臣は、(一)の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。

(三) 厚生労働大臣は、(二)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。

### 二 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

(一) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。

(二) 分割発注のため(一)の措置を講ずべき者が二以上あるときは、発注者等は、(一)の措置を講ずべき者として一人を指名しなければならないものとする。

三 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置  
化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造等の仕事の注文者であって厚生労働省令で定めるものは、当該物について労働災害を防止するため必

要な措置を講じなければならないものとする  
こと。

#### 四 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

- (一) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならない事項として、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等すること。
- (二) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加すること。

#### 五 健康診断実施後の措置等

- (一) 労働安全衛生法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記すること。
- (二) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。

#### 六 面接指導等

- (一) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。
- (二) 労働者は、(一)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(一)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。
- (三) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。
- (四) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。

- (五) 事業者は、(一)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 七 計画の届出の免除

- 一の(一)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第八十八条第一項又は第二項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除すること。

#### 八 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ポイラー据付け工工作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行うこと。

#### 九 その他

- (一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第二 労働者災害補償保険法の一部改正

##### 一 通勤災害保護制度における通勤の範囲の見直し

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)を通勤災害保護制度における通勤に含めるものとする。

##### 第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 一 有期事業に係るメリット制(事業場ごとの災害率による保険料の調整)の見直し  
事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について四十パーセント(現行三十五パーセント)に拡大すること。

##### 第四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

###### 一 題名

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めること。

###### 二 目的

法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業者等

による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めること。

### 三 定義

この法律において、「労働時間等」とは労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇をいい、「労働時間等の設定」は労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいうものとする。

### 四 事業主等の責務

一及び二の改正に伴い、事業主等の責務を次のように改めること。

(一) 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

(二) 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、労働時間等に関する実情等に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与等に努めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者等の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮するように努めなければならないこと等とする。

(三) 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。

### 五 労働時間等設定改善指針

(一) 国が策定するものとされていた労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣が、四に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針（以下「労働時間等設定改善指針」という。）を定めるものとする。

(二) 厚生労働大臣は、従前の労働時間短縮推進計画を策定する場合と同様に、労働時間等設定改善指針を定める場合には、関係行政機関の長と協議し、都道府

県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

### 六 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間短縮の実施体制の整備に代えて、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

### 七 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

(一) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会における決議について、従前の労働時間短縮推進委員会における決議と同様に労使協定に代えることができること等とする。

(二) 労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、事業主が労働者の過半数で組織する労働組合等との書面協定に基づき、一定の要件に適合する労働安全衛生法に規定する衛生委員会（同法に規定する安全衛生委員会を含む。以下同じ。）に、事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に意見を述べさせることとしたときは、当該衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなして、その決議を労使協定に代えることができること等とする。

### 八 労働時間等設定改善実施計画

「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、従前の労働時間短縮実施計画と同様に、同一の業種に属する二以上の事業主は、共同して、労働時間等設定改善実施計画を作成し、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けることができること等とする。

### 九 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること。

### 十 法の廃止期限の削除

法を平成十八年三月三十一日までに廃止するものとする規定を削除すること。

### 第五 その他

#### 一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四は平成十八年十二月一日から、第四の十は公布の日から施行するものとする。

## 二 経過措置

(一) 平成二十年三月三十一日までの間における第一の六の適用については、労働安全衛生法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場に限るものとする。

(二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

## 三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

労審発第198号

平成17年2月3日

厚生労働大臣 尾辻秀久 殿

労働政策審議会 会長 西川俊作

平成17年1月24日付け厚生労働省発基勤第0124001号をもって諮問のあった「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

### 記

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について、別紙1の安全衛生分科会報告、別紙2の労働条件分科会報告のとおり審議結果が取りまとめられたところであり、これらの報告内容を踏まえ、所要の法律案の作成に当たられたいこと。

(別紙1)

平成17年2月2日

労働政策審議会 会長 西川俊作 殿

安全衛生分科会 分科会長 櫻井治彦

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成17年1月24日付け厚生労働省発基勤第0124001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

### 記

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働安全衛生法の一部改

正関係については、妥当と考える。

(別紙2)

平成17年2月3日

労働政策審議会 会長 西川俊作 殿

労働条件分科会 分科会長 西村健一郎

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成17年1月24日付け厚生労働省発基勤第0124001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

### 記

1 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正関係については、おおむね妥当と考える。

2 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係については、別添「記」のとおり。

(別添)

平成17年2月3日

労働条件分科会 分科会長 西村健一郎 殿

労災保険部会 部会長 保原喜志夫

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成17年1月24日付け厚生労働省発基勤第0124001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

### 記

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係については、妥当と考える。

なお、有期事業に係るメリット制の改正に伴い、建設業における労災かくしの増加を懸念する意見があったことを踏まえ、厚生労働省においては、関係者の協議の場を設けるなど労災かくし対策の一層の推進を図られるよう、適切に対処すること。

## 韓国からのニュース

■「足萎え病」集団発生事件／「ノマルヘキサン」が問題ではない／労働部、縮小終決の兆し・・・「移住労働者・制度改善の契機に」

一名「足萎え病」と呼ばれる「ノマルヘキサン」による多発性神経症。京畿華城の(株)トンファデジタルで働いていたタイ国人労働者8人に集団発病し、社会問題として浮上した病気だ。問題はこれが偶然に発生した事態ではなく、既に問題点が指摘され、予告された「人災」という点で衝撃を与えている。

昨年初め、産業安全公団が実施した研究委託結果によると、外国人労働者を雇った事業場が健康検診を実施する割合は45.6%で、半分にも及んでいないことが分かった。また一般健康検診と特殊健康検診を一緒に実施したと応えた事業場は、全体の27%に過ぎなかった。特殊健康検診は120種の有害物質を使う事業場に、6ヶ月～2年単位で実施するように義務付けられている

今回の事態の震源地である(株)トンファデジタル(52人の内に外国人が13人)は、6ヶ月単位で実施された作業環境測定で、ノマルヘキサンの露出が基準値(50PPM)より高いという指摘を受けたにも拘わらず、是正措置を取らなかったことが分かった。タン・ビョンホ議員室のパク・ミョンへ補佐官はこれについて、「去年4月の作業環境測定でノマルヘキサンが基準値を超過したが、11月の再測定では他の溶剤に取り替えたために減少したという労働部の報告に照らして見ると、労働部と会社側の対応は偽装されたものであった」ことを明らかにした。

労働部は事故が起こった後になって、この会社の事業主ソン・ジェガンさんを拘束

し、全国367カ所のノマルヘキサンを使用する事業場を特別点検するという方針を明らかにするなど、恐れおののいている。

金属産業連盟のパク・セミン産業安全局長はこれについて、「今回の事態に対する迅速な動きは、この間に発生した産業安全上の重大災害でも見られなかった異例的措置」と言い、「事態に早く結末をつけて、移住労働者問題全般に拡大するのを防ごうとする意図が見える」と説明した。パク局長は同時に「特に問題の核心を『ノマルヘキサンという物質による産業災害』に縮小しようとする意図も覗き見える」と付け加えた。

労働部は忙しく動いているが、事態解決はそんなに簡単ではないという指摘もある。民主労総のキム・ヒョク非正規事業局長は「外国人労働者は大部分が不法滞留者の身分で、それが見つかるのが心配で健康検診を受けないケースが多く」、「たとえ産業災害と認められて治療を受けても、強制出国につながるという恐怖に震えているのが、彼(彼女)らの現在の状況」と話した。

一方産業安全制度上の盲点も指摘されている。韓国労働安全保健研究所のキム・イナ研究企画室長は「作業環境測定が検査場所に局限され、その結果に曖昧な側面がある」、「今回問題になったノマルヘキサンだけでなく、似た性質のベンゼンなど有機溶剤全般に対する広報と教育も急がれる」と主張した。キム室長は更に「産業安全勤労監督官400人程度で全国を管理しているので、5年周期でノマルヘキサンなどに対する点検をしているのが実情」と言い、「367カ所の事業場2600名ほどを対象に慌ただしく特別点検を実施すると言うのも縮小された感じ」であることを明らかにし

た。

労働健康連帯のチョン・スギョン事務局長はこれに関して、「管理監督を疎かにした責任を問う意味で労働部長官などを告訴・告発することも検討して見よう」と言い、「該当地域に特別勤労監督をしてでも実体を調査し、その結果で責任を問うことができるように追求しなければならない」と話した。

この際に、外国人労働者を単に不足している労働力を補ってくれる労働力としてしか見ない政府の政策哲学を正さなければならないという声も高い。平等労組移住労働者支部のアヌワール支部長は「健康権も重要だが、われわれには労働権が優先するから、早く合法化されれば良いと思う」と言う見解を明らかにした。

<ノマルヘキサンってどんな物質？> 臭いを嗅いだ瞬間に、既に許容値の2倍。「時には指が抜けるのではないかと思うこともあり、足先と足裏は鈍で殴るように痛く、涙で夜を明かすこともあります。」指先と足先の力が抜けて、手足が麻痺する症状を起こす多発性神経障害（一名「足萎え病」）の原因有害物質であるノマルヘキサン（n-hexane）。130ppmになると臭いが出るが、これは8時間露出許容基準である50ppmより遙かに高い。すなわち作業者が臭いを嗅いだその瞬間、鼻の位置でのヘキサン濃度は許容値の2倍を越すことになる。こうした特性のため多くの事業場ではノマルヘキサンをあまり簡単に扱う場合が多い。相当程度になっても臭いがせず、警戒心を持つことができないからだ。ノマルヘキサンは体内に入れば2.5ヘキサندیオン（2.5-hexanedione）という物質に変わり、この代謝物質のために末梢神経毒性が現われる。一旦、両足先に症状が徐々に現われて徐々に上の方に進行する。足先から神経が徐々に死んで行く感じを与えるというものだ。感覚神経も侵すが運動

神経への侵犯がより激しいため、初期症状では歩く時に足首から力が抜けて、足萎えに罹ると言った表現が適切だ。進行するに従って、こむらを経て大腿部に麻痺症状が及び、ひどい場合は腕も麻痺して四肢麻痺が発生することもある。時には脳神経を侵して顔面の感覚が麻痺したり、視神経障害が現われたりする。ひどい中毒で上部運動神経源を侵すこともあるが、初めは下部運動神経源の症状を示し、ちゃんと現われなかったのに回復期中風による麻痺症状によく似て出てくる。鉛や水銀中毒のようなものは神経病症として初期症状は似ているが、末梢神経病症による足萎え病の元凶であるノマルヘキサンとは少し違う。

民主労総機関紙「労働と世界」2005年1月20日第322号／カン・サンチョル

（翻訳・中村猛）

韓国ではこのノマルヘキサン中毒が大きな問題となった。以下も関連報道の抜粋である。

#### ■外国人労働者、無防備なまま有害物質に中毒

タイ人の女性労働者の他に安山市パンウォル工業団地にあるLCD部品メーカーのS社の中国人労働者6人も、2002年6月、集団で同病気の症状を訴えた。今回、多発性神経障害になったタイ人労働者は、1人を除いて皆不法滞在者で、中国人の労働者も不法滞在中だった。過去には、1999年Hタイヤの労働者1人と、2002年に京畿道富川市（キョンギド・プチョンシ）D化学の労働者1人などが、ノマルヘキサン中毒で韓国産業安全公団に報告されていたがいずれも韓国人だった。労働部は事業主が不法滞在者の雇用を隠すために、検診を避けたのか、労働者自らが検診を拒否したのかについて調べている。また、昨年12月、タイに帰国した3人の労働者を韓国に呼び寄せて、治療を受けさせることにした。2005年1月14日東亜日報



# 前線から

## 防音耐火ドア製造据付工 の中皮腫に労災認定

大阪

防音耐火ドア製造据付工  
的場勇さんは、1960  
年代から70年代にかけ  
て、仕事で使ったアスベ  
ストに曝露したことが原因  
で胸膜中皮腫を発症し、発  
見からわずか3ヶ月で急速  
に悪化し死亡された。

作業内容は、アルミサツ

シの窓枠製作、ドアの製  
作、学校等の間仕切り、そ  
れらの取り付け作業など  
で、アルミサツシを取り付  
ける際には、その横で壁な  
どの吹き付け作業が頻繁に  
行われていた。

ドアの製作時には、防  
音・断熱の為にドアの中に

アスベストクロスを挟みこ  
んでいた。それらの作業の  
際には自分の手で、アスベ  
ストクロスを引きちぎるよ  
うにしていることもあった  
し、ハサミで切ることもあ  
った。音楽関係大学の防音  
ドアの工事にもアスベスト  
を使用した。パネル等の張  
り合わせにもアスベスト  
は使われていた。

古い時代のことだったが、  
幸い労働組合の協力で当  
時の元同僚の証言が得られ  
ることが労災認定を早めた  
(茨木労基署が認定)。

今ご遺族のお二人が、家  
族の会に参加している。

### 女の気持ち



今年も喪中はがきが届く季節になっ  
たが、私がこんなに早く着出人になろうとほ  
しいもよらなかつた。

2月に2人で楽しくメキシコに行ったの  
に、夫は何の前触れもなく悪苦しくなり、  
4月に入院した。1年の命と宣告され、血  
の気が引いた。

その悪苦しいまま、3カ月で黙って逝っ  
てしまった。原因は30年前、アスベストを  
吸ったことによる悪性中皮腫とのことだっ  
た。病魔が怖い。

夫は仕事を趣味とするほどの働き者で、  
自然に迎らわす、病氣もしなかつた。40年  
以上同じ建築関係の職場で、緑色の上下の

いい人だったのね

作業服がよく似合った。汗がにじんだ帽子  
をかぶり、玄関から「たいたいま」という大  
きな声で帰って来る彼は、いつも青年のよ  
うだった。

私の出した喪中はがきを見て、「あまり  
急なのでびっくりしたわ」「65歳はもった  
いないねえ」と電話をくれる友。遠い所か  
ら新幹線で来てくれた友。皆一同に「いい  
旦那さんだったね」「優しい人だったね」  
「うそみたい」と言って、一緒に涙して  
くれる。

「女の気持ち」にもと、3回、主人の意  
口を書いて載せてもらったものの、実は本  
当はいい人だったんだと思う。私、このお  
正月、どうして過ごしたらいいの？

大阪府箕面市 的場 照子 63歳 主婦

的場さん妻の手記(毎日新聞掲載)

## 右腕切断の補償を！ ブラジル人労働者が 事業主に勝訴

大阪

枚方市の木材加工工場で  
右腕を切断したブラジル人  
労働者のYさんが、事業主  
の株式会社永井半に損害賠  
償を求めていた裁判が提訴

から3年、やっと判決を  
おかえた。

判決は、被災者本人の過  
失を3割としたものの、事  
業主としての会社側は安全  
配慮義務を怠った点を認め  
て、原告勝訴であった。

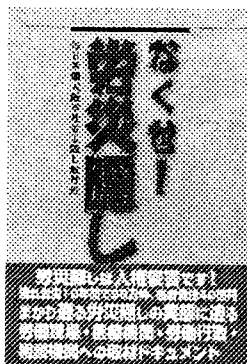
99年7月、Yさんは  
フィンガープラントという  
合板の端を削りのりで接着  
して長い柱を作る機械で作  
業中、板を削る刃によって  
右腕を根元から切断され  
た。療養中に心因反応によ  
る精神障害も発症し、腕の  
切断とあわせて障害等級3  
級に認定された。刃のカ  
バーは事故の前から取り付  
け不能の状態にあり、事業  
主はこれを知りながら対処  
していなかった。争点の1  
つは、フィンガープラント  
は自動で板を送り加工する  
機械であったので、Yさん  
がなぜ機械を停止させずに

刃の付近に近寄ったのか、  
という点であった。Yさん  
は大事故により記憶を喪失  
しており、こちら側は日常  
の作業の中から想像した理  
由を挙げるしかなく、十分  
に納得のいく説明が行えず  
に判決では本人の過失を3  
割とされた。一方、被告会  
社の責任について、工場で  
は80人の従業員のうち6  
0人がブラジル人であった  
にもかかわらず、機械の安  
全についての説明は日本語  
で行ったのみで、説明書も  
日本語であったので、実際  
作業していた原告らブラジ  
ル人労働者は一度も詳細な  
説明を聞いたり読んだりす  
ることなしに、作業してい  
たという点を認め、安全配  
慮義務違反があったとし  
た。

永井半工場は、安全教育  
の不足に加えて、労働者は

見回りに来る社長自らに  
よって、常に作業をせかさ  
れており、最低限の作業場  
所まわりの木屑の掃除もで  
きない劣悪な環境であっ  
た。そのために労働災害も  
多発しており、Yさんの事  
故はそういった環境で起こ  
るべくして起こった事故  
だったという事実は、残念  
ながら判決上考慮されな  
かった。

しかし、裁判官は永井半  
に対して相当な額を支払う  
ように言い渡した。永井半  
はこれを不服として控訴し  
た。地裁段階で3年、事故  
からはすでに5年がたって  
おり、精神障害で薬なしで  
はいられないYさんにとっ  
て苦しい状況であるので、  
高裁での一刻も早い解決が  
望まれる。



## なくせ！ 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税 送料込み)でお売りできます。

申し込みは氏名 団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/  
メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター  
koshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

# 1月の新聞記事から

1/2 午前4時15分ごろ、埼玉県白岡町の「セブソーイレブソ白岡店」に2人組の男が押し入り、エアガンで店員1人が重傷、もう1人もスプレーが目に入った。

1/4 ネパールのカトマンズを飛び立ったヘリコプターが墜落、ネパール人乗員3人が死亡。

午後10時15分ごろ、茨城県水海道市の日本ハム食品関東プラントで、日系ブラジル人の派遣社員が、オープンの入り口に首を挟まれ窒息死。

1/5 午前9時ごろ、京都市左京区の京都市動物園で、飼育課主任がホッキョククマに頭などをかまれ重傷。

1/6 午前1時50分ごろ、埼玉県神川町の鉄鋼製造業「朝日工業」埼玉工場で、鉄くずを電気炉に運ぶクレーンのレーン近くの通路にいた社員が、クレーンと壁の間に挟まれ死亡した。

午前10時15分ごろ、三重県伊勢市の写真製版工場が爆発、炎上し、工場と隣接する自宅を全焼した。工場で経営者がやけどを負い、自宅にいた妻と隣家の1人がけがをした。爆発で住宅15戸の窓ガラスが割れた。

1/8 午後1時50分ごろ、福井県南越前町の北陸自動車道下り線の今庄トンネル内で、故障車対応していたパトカーに大型トラックが追突し、玉突き事故が起きた。パトカーを修理していた中日本ハイウェイパトロールの社員が意識不明の重体。車線規制の警官3人も軽傷。

午後6時15分ごろ、富山市岩瀬古志町の金属加工会社「アライドテック」で「庄延機」の試運転中、モーター付近で爆発が起こり、従業員や取引先企業の社員ら男性4人が重傷。

県内の事業所で04年、労災事故で死亡した労働者は前年並みの61人と埼玉労働局がまとめた。50、60代の中高年の労災死が多い。60代以上が20人。次に50代14人で全体の過半数。事故は▽墜落・転落17人▽交通事故15人▽挟まれ・巻き込まれ7人▽崩壊・倒壊5人など。業種別では建設業で23人、製造業で13人が死亡。

1/10 午前9時15分ごろ、大阪市阿倍野区の100円ショップで、男がレジから約1万円を奪って逃げ、アルバイト店員が取り押さえたが、ナイフでさされ1週間のけが。

1/12 午前9時半ごろ、千葉県大網白里町の県立白里高校で、事務室カウンターで「卒業アルバムを見せろ」と要求し断られた男が、包丁で事務職員に切りつけ、職員は首や手に重傷を負った。別の職員3人が男を取り押さえた。

1/14 午前0時半ごろ、大阪市淀川区のJR新大阪駅構内で、線路わきで清掃していた作業員が福岡発梅田行き貨物列車にはねられ死亡。

午前5時ごろ、大阪市平野区の「ローソン長吉長原3丁目店」前で、同店アルバイト店員が、刺されて死亡。強盗事件として捜査。

午後1時50分ごろ、宮崎県延岡市の旭化成ケミカルズ延岡製造所東海工場で、硝化綿製造施設の撤去作業中に爆発があり、作業員6人が骨折など重軽傷を負った。爆発により屋根が飛び、窓ガラスが飛散した。施設の解体作業中で、配管を切断する際に爆発した。

1/18 午後2時40分ごろ、東京都千代田区皇居外苑の二重橋前交差点で、右折の2階建て観光バスが

中央分離帯に乗り上げ、乗客7人と運転手、ガイドの計9人が軽けが。

1/20 北海道銀行の元銀行員が自殺したのは過酷な業務によるストレスが原因として、父親が損害賠償を求めた訴訟の判決で、札幌地裁は、自殺と業務との因果関係を認めず請求を棄却。

1/21 午前5時50分ごろ、兵庫県川西市で、駒姫タクシーの運転手が客に殴られ首を刃物で切られた。客は逃げた。運転手は10日間のけが。

午後5時15分ごろ、大阪市此花区のテーマパーク「USJ」内の屋台で、アルバイト従業員が碎氷機の清掃中に手をローターに巻き込まれ、コートで首が絞まり、意識不明の重体。

1/22 午後4時ごろ、新潟県山古志村竹沢の国道291号で、パワーショベルをトレーラーに積み込む際、滑ってパワーショベルが道路脇の朝日川に転落した。運転の建設業作業員が水死。

1/23 大阪市此花区のテーマパーク「USJ」で10日、アトラクションを上演中、「パイロ」と呼ばれる円筒形花火1本が落下し、女性ダンサーが左足に軽いやけどを負ったことが分かった。

1/24 午後4時10分ごろ、岡山県倉敷市の水島コンビナートにある製鉄会社「JFE スチール」西日本製鉄所倉敷地区の分塊工場で、ガス漏れがあり、一酸化中毒で関連会社「JFE物流」社員1人が死亡、1人が意識不明もう1人も入院。

1/25 大阪労働局が事故当事者に労災保険金を給付した際、事故の相手方への損害賠償請求を15件見過ごし、計約2100万円分が時効になっていたことが分かった。同労働局は担当者の上司ら計6人を厳重注意処分にした。

1/26 午前11時50分ごろ、横浜市緑区の東名高速上り線で、大型トラックが路肩に止まっていた作業車2台に衝突。土木作業員1人が全身を打って死亡した。ほかには作業員2人と警備員1人の計3人が軽傷を負った。

荷主が指定した配達時間を守るため、スピード違反を前提にオートバイで荷物運送を命じたなどとして、兵庫県警交通捜査課は、神戸市などのバイク使会社4社を道交法違反（速度超過違反下命 容認）の疑いで捜索した。

午後1時50分ごろ、京都市西京区の竹林で、タケノコ栽培の準備中の男性が、深さ1.2メートルの穴にショベルカーごと転落し、ショベルカーの下敷きになり死亡した。

1/27 仕事でアスベスト（石綿）を吸い込んだことが原因でがんになったと認定された人は03年度で121人と、前年度の1.6倍に急増したことが厚生労働省のまとめでわかった。職業がんの労災認定141人の86%を占めており、石綿による健康被害の深刻さが浮き彫りになった。121人の内訳は、肺がんが38人で、中皮腫が83人だった。

1/29 午前0時35分ごろ、静岡県新伝馬一のビル2階にある健康用品販売店「クオリテ」で、従業員2人がのど付近を切られて死亡した。現金計数万円がなくなっていたことから、静岡県警は強盗殺人事件とし捜査を始めた。

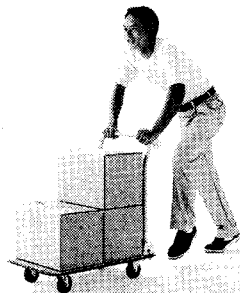
午前1時5分ごろ、札幌市白石区のパン製造会社「ロバパン」本社工場で、同社社員が小型エレベーターと上部脇のコンクリート壁に挟まり、窒息死した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
			- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259